

ナイジェリア
特許及び意匠法

第 344 章, 1971 年 12 月 1 日

1990 年ナイジェリア連邦法

目次

特許

- 第 1 条
- 第 2 条
- 第 3 条
- 第 4 条
- 第 5 条
- 第 6 条
- 第 7 条
- 第 8 条
- 第 9 条
- 第 10 条
- 第 11 条

意匠

- 第 12 条
- 第 13 条
- 第 14 条
- 第 15 条
- 第 16 条
- 第 17 条
- 第 18 条
- 第 19 条
- 第 20 条
- 第 21 条
- 第 22 条

総則

- 第 23 条
- 第 24 条
- 第 25 条
- 第 26 条
- 第 27 条
- 第 28 条
- 第 29 条

第 30 条

第 31 条

第 32 条

第 33 条

第 1 附則 強制ライセンス及び政府機関の用のための特許の使用

第 2 附則 経過及び留保規定

補足立法

特許

第1条

- (1) 本条に従うことを条件として、発明は、次の何れかの場合に特許可能である。
- (a) それが新規であり、発明活動の結果であり、更に、産業上の利用が可能である場合
 - (b) それがある特許発明に対する改良であり、新規であり、発明活動の結果であり、更に、産業上の利用が可能である場合
- (2) (1)の適用上、
- (a) 発明は、技術水準の一部を構成しない場合は新規であり、
 - (b) 発明は、それが関係する方法、利用、方法の組合せ若しくは製品に関して、又はそれが産み出す産業上の結果に関して、明白に技術水準の結果ではない場合は発明活動の結果であり、かつ
 - (c) 発明は、農業を含む何れかの種類の産業において製造し又は使用することができる場合は産業上の利用が可能である。
- (3) (2)において、「技術」とは、ある発明が関係する技術又は知識分野をいい、かつ、「技術水準」とは、その技術又は知識分野に関して、当該発明に関する特許出願の出願日又は当該発明に関して正当に主張される外国優先日の前に、何れかの場所及び何れかの時点において(書面若しくは口頭による説明により、使用により又はその他の方法により)公衆の利用に供されたすべてのものをいう。ただし、当該発明に関する特許出願に先立つ6月の期間内に発明者又はその権原承継人が公式の又は公認の国際博覧会において発明を展示したとの事実のみによっては、それが公衆の利用に供されたとはみなさない。
- (4) 特許は、次のものに関しては、正当に取得することができない。
- (a) 植物若しくは動物の品種、又は植物若しくは動物の生産のための本質的に生物学的方法(微生物学的方法及びその製品を除く)
 - (b) それを公表又は利用したならば公序良俗に反することとなる発明(ただし、本段落の適用上、ある発明の利用が法律により禁止されているとの理由のみによっては、当該発明の利用が公序良俗に反することとはならないものとする)
- (5) 科学的内容の原理及び発見は、本法適用上の発明ではない。

第2条

- (1) 本条に従うことを条件として、発明に関する特許を受ける権利は、法定発明者、すなわち、真正の発明者であるか否かに拘らず、発明に関する特許出願を最初に行った者又は発明に関する特許出願について外国優先権を正当に主張する者に属する。
- (2) 真正の発明者は、法定発明者でもあるか否かに拘らず当該特許の発明者として名指される権原を有し、かつ、この権原は、契約によって変更することはできない。
- (3) 特許出願人とされる者が当該出願の本質的要素を他人(又は当該他人の権原承継人)の発明から、当該本質的要素の取得及び当該出願の双方について当該他人(又はその権原承継人)の同意を得ずに、取得した場合は、当該出願及びそれに基づいて付与された特許に係るすべての権利は、当該他人又は場合によりその権原承継人に移転したものとみなす。
- (4) 発明が雇用の過程において又は特定の業務の遂行に係る契約の履行に際して行われた場合は、当該発明に係る特許を受ける権利は、使用者又は場合により当該業務を委託した者に

属する。

ただし、発明者が従業者であって、かつ

(a) (i) 同人の雇用契約によって発明活動を行うことを義務付けられてはいないが、発明を行うに当たって、雇用により利用可能になったデータ若しくは手段を利用したか、又は

(ii) 当該発明が格別に重要なものである場合は、同人は、その給料及び発明の重要性を考慮に入れて公正な報酬を受ける権原を有し、また

(b) 当該権原は契約によって変更することができず、かつ、民事手続によって執行することができる。

(5) 発明の開発に関連する業務遂行において発明活動に貢献することなく単に補助したのみの者は、本条適用上の発明者ではない。

第3条

(1) すべての特許出願は、

(a) 登録官に対して行うものとし、かつ

(i) 出願人の完全名称及び宛先並びに当該宛先がナイジェリア外である場合はナイジェリア内の送達宛先、

(ii) 適切な図解及び図面による関係発明の説明、

(iii) クレーム、並びに

(iv) 所定の他の事項、

を含め、更に

(b) 次のものを添えなければならない。

(i) 所定の手数料

(ii) 該当する場合は、真正の発明者が署名した宣言書であって同人が特許において発明者として言及されることを要求し、かつ、同人の名称及び宛先を記載しているもの、並びに

(iii) 出願が代理人により行われる場合は、署名を付した委任状(ただし、如何なる法規にも拘らず、委任状の署名の認証又は証明は不要)

(2) (1) (a) (ii) にいう説明は、当該発明が関係する技術又は知識分野の熟練者が当該発明を実施するために十分に明確かつ完全な態様で関係発明を開示するものでなければならない。

また、(1) (a) (iii) にいうクレームは、求めている保護を定義するものとし、かつ、説明の範囲を超えるものであってはならない。

(3) 特許出願は、1 の発明のみに関係するものでなければならないが、当該発明に関連して次のものを含めることができる。

(a) クレームであって、

(i) 製品(数は限定しない)に係るもの、

(ii) 当該製品の製造方法(数は限定しない)に係るもの、及び

(iii) 当該製品の用途(数は限定しない)に係るもの、並びに

(b) クレームであって、

(i) 方法(数は限定しない)に係るもの、及び

(ii) 当該方法の実施手段、そこから生じる製品及び当該製品の用途に係るもの

(4) 特許出願人がナイジェリア以外の国において行われた先の出願に関する外国優先権を自身で利用しようとする場合は、同人は、

- (a) (1)にいう同人の出願に，
 - (i) 当該先の出願の日付及び番号，
 - (ii) 当該先の出願が行われた国，及び
 - (iii) 当該先の出願を行った者の名称，を記載した宣言書を添付し，更に
- (b) (1)にいう出願から3月以内に，当該先の出願が行われた国の工業所有権庁(又はそれと同等の機関)により正確なものとして認証された当該先の出願の謄本を登録官に提出しなければならない。

第4条

(1) 登録官は，第3条(1)，(3)及び(4)に合致しているか否かについてすべての特許出願を審査し，かつ

- (a) 第3条(1)に合致しない場合はその出願を拒絶するものとし，
- (b) 第3条(3)に合致しない場合は，
 - (i) 出願が1の発明のみに関わるようにそれを限定するよう出願人に促し，かつ
 - (ii) 原出願において扱われている他の発明に関して，原出願の出願日に基づく，又は該当するときは第3条(4)に従って主張される外国優先権の日に基づく補足的出願を3月以内に提出することができる旨を出願人に通知し，更に，出願人が本項(i)にいう促しに従わない場合は，出願を拒絶するものとし，また
- (c) 第3条(4)に合致しない場合は，外国優先権に係る主張を無視するものとする。

(2) (1)にいう審査により特許出願が第3条(1)及び(3)の要件を満たすことが明らかにされた場合は，更なる審査を受けることなく，かつ，特に次の問題に係る審査を受けることなく，出願どおりに特許を付与されるものとする。

- (a) 出願の主題が第1条に基づいて特許可能であるか否か
- (b) 説明及びクレームが第3条(2)の要件を満たしているか否か，並びに
- (c) 同一の発明に関して先の出願又は外国優先権に基づく出願がナイジェリアにおいて行われたか否か，及び当該出願の結果特許が付与されたか否か

(3) 前記の審査により，外国優先権に係る主張に関して第3条(4)が満たされていることが明らかにされた場合は，特許において主張されている外国優先権に言及する。

(4) 特許は，特許権者の危険負担において，かつ，有効性の保証なしに付与されるものとする。

第5条

(1) 特許は，次の事項を記載した書類を特許権者に交付することにより付与する。

- (a) 付与の順序による特許番号
- (b) 特許権者の名称及び宛先，並びに当該宛先がナイジェリア外である場合は，ナイジェリアにおける送達宛先
- (c) 特許出願及び付与の日付
- (d) 外国優先権が主張されている場合は，
 - (i) その事実の表示，並びに
 - (ii) 当該主張の基礎である出願の番号及び日付並びに当該出願が行われた国の名称

- (e) 発明の説明(関係する図解及び図面を添える)及びクレーム
- (f) 該当する場合は、真正の発明者の名称及び宛先
- (2) 登録官は、(1)に基づいて交付された書類の謄本及び本法により登録することを要求されるその他の事項から構成される特許登録簿を備える。
- (3) 登録官は、特許が(1)に基づいて付与された後速やかに、次のものを公告させる。
 - (a) 前記の項の(f)までの段落にいう細目(説明並びに存在する場合の図解及び図面を除く)を記載した付与の通知、又は
 - (b) 通知の要約様式が定められている場合は、その様式での通知

第6条

- (1) 特許は、他人が次の行為をすることを妨げる権利を特許権者に与える。
 - (a) 特許がある製品に関して付与されている場合は、当該製品を製造し、輸入し、販売若しくは使用する行為、又は販売若しくは使用の目的で当該製品を貯蔵する行為
 - (b) 特許がある方法に関して付与されている場合は、当該方法を利用する行為、又は当該方法を用いて直接的に得られた製品に関して、本項(a)にいう行為の何れかをする行為
- (2) 特許により与えられる保護の範囲は、クレームの用語により決定する。また、特許に含まれる説明(並びに存在する場合は図解及び図面)は、クレームを解釈するために用いる。
- (3) 特許に基づく権利は、
 - (a) 産業又は商業の目的で行われた行為のみに及び、
 - (b) ナイジェリアにおいて適法に販売された後に特許の対象となった製品に関して行われた行為には及ばない。ただし、特許が当該製品の特別の利用法について規定している場合はこの限りでなく、その場合、当該特別の利用法は、本項の規定に拘らず、引き続き特許権者に留保されるものとする。
- (4) ある製品若しくは方法に関する特許出願の出願日又は当該出願に関して正当に主張されている外国優先権の日において、出願人以外の者が、
 - (a) ナイジェリアにおいて事業を行い、かつ
 - (b) 誠実にかつ当該事業の目的で、当該製品を製造し若しくは当該方法を利用し、又はそうする目的で真摯な準備を行っていた場合は、特許の付与にも拘らず、当該の製造若しくは利用を継続する権利、又は場合により当該準備を継続してこれを完了しかつその後当該の製造若しくは利用に着手する権利、また、生産された製品に関して(1)にいうその他の行為を行う権利(現に当該事業を行っている者のみが行使し得る)があるものとする。

第7条

- (1) 本法に従うことを条件として、特許は、関係する特許出願の出願日から20番目の年の終わりに満了する。
- (2) 特許は、それに関して所定の年金が適正に納付されなかった場合は消滅する。
ただし、
 - (a) 年金の納付について6月の猶予期間が認められ、かつ
 - (b) 年金及び所定の追加料金が猶予期間内に納付された場合は、特許は、年金が適正に納付されたものとして存続する。

(3) 特許の満了又は消滅は登録され、かつ、告示される。

第8条

(1) (2)に従うことを条件として、特許権者は、登録官に宛てた宣言書により特許を放棄することができる。

(2) 特許の放棄は、

(a) 特許に設けられたクレームのすべて又は何れかを対象とすることができ、

(b) (d)に従うことを条件として、登録され、告示されなければならない、

(c) 登録されるまでは効力を有さず、かつ

(d) 契約ライセンス又は実施許諾用意によるライセンスが登録されている特許を対象としている場合は、ライセンシーの同意書を伴う場合にのみ登録される。

第9条

(1) 本条に従うことを条件として、裁判所は、次の場合において、何れかの者(自己の職務の遂行のために行為する公務員を含む)の申請があったときは、特許の無効を宣言するものとする。

(a) 特許の主題が第1条に基づく特許可能に当たらない場合、又は

(b) 発明の説明若しくはクレームが第3条(2)に合致しない場合、又は

(c) 先の出願若しくは先の外国優先権に基づく出願の結果として、同一の発明についてナイジェリアにおいて特許が付与されている場合

(2) (1)は、特許全体又は特許に設けられた特定のクレームに適用することができる。

(3) 裁判所は、(1)にいう申請を処理する目的で、申請人の申立に基づき又は職権により、関係特許の特許権者に対して、次の何れかを証拠として提出するよう要求することができる。

(a) 同一の発明に関して特許権者がナイジェリア以外の国の所轄当局に行った特許出願に関連して言及される公告又は先の特許の一覧

(b) 当該の特許出願又はそれに従って付与された特許に関する何れかの手続

(c) 政府又は政府間の調査研究機関が特許権者に送付した報告において言及される公告又は特許

(4) (1)に基づいて宣言が行われた場合は、

(a) 当該の特許は、その付与日から無効であったものとみなす。ただし、裁判所がそのように命令する場合を除いては、ライセンシーが支払ったロイヤルティを払い戻す必要はない。また、

(b) 裁判所の適切な職員が登録官に通知し、登録官は当該宣言を登録し、かつ、告示するものとする。

(5) 裁判所は、

(a) 最初に特許権者に聴聞を受ける機会を与えることなく(1)に基づく宣言を行ってはならず、

(b) (1)を適用する際は、手続が開始された時に存在した事情のみを考慮するものとし、更に

(c) 申請人(公務員でない者)が、申請を行うことについて自己が重要な利害関係を有することを裁判所に納得させられなかった場合は、(1)に基づく申請を却下するものとする。

第10条

(1) 本条に従うことを条件として、特許権者(先に登録されたライセンスの条件により新たなライセンスを付与することを妨げられていない者)が、同人の特許に関して「実施許諾用意」の語を登録するよう書面で登録官に申請した場合は、登録官は、それに応じてその語を登録簿に記載し、当該記載を告示する。

(2) 特許に関して(1)に基づく記載が行われた場合において、

(a) 何人も、特許権者との間で合意が成立しないときは、当該人の申請に基づき裁判所が定める条件により当該特許を実施するライセンスを取得する権利を有し、かつ

(b) 当該特許について納付する現実の手数料の額は2分の1に減額され、最初の減額は、記載日後最初に納付する年金に関して実施される。

(3) 特許権者は、(1)に基づく記載の取消をいつでも登録官に申請することができる。また、本条に基づくライセンスの付与がなかったとき又はすべての被付与者が合意したときは、登録官は、当該記載を取り消すと共にその取消を告示するものとするが、それは、当該記載が行われなかったならば納付すべきであったすべての年金その他の手数料が納付された後に限る。

(4) 本条に基づくライセンスの被付与者は、当該ライセンスを譲渡すること又は当該ライセンスに基づいて新たなライセンスを付与することはできない。

(5) 第23条(1)(b)、(2)(a)、(3)及び(6)は、第23条に基づくライセンス及び契約に適用されるのと同様に、本条に基づいて付与されたライセンスに関して適用される。

第11条

第1附則の規定は、強制ライセンス及び政府機関の用のための特許の使用に関して効力を有する。

意匠

第12条

線若しくは色彩又はその双方の組合せ、及び立体形(色彩と関連しているか否かを問わない)は、創作者がそれを工業的方法によって複製されるひな形又は模様として用いることを意図しており、技術的結果を得ることのみを意図しているのではない場合は、意匠であるものとする。

第13条

- (1) 本条に従うことを条件として、意匠は、
 - (a) それが新規のものであり、かつ
 - (b) 公序良俗に反していない場合は、登録可能であるものとする。
- (2) ある意匠の登録出願が行われた場合は、当該意匠は、本条の後掲の規定において別段の定めがあるときを除いて、出願の時点において新規のものであると推定する。
- (3) 意匠は、それが登録出願日前に何れかの場所及び何れかの時点で説明、使用又はその他の方法により公衆の利用に供されていた場合は、新規のものではない。ただし、当該意匠がそのように利用に供されていたことを意匠創作者が知り得なかったことが登録官に納得の行くように示された場合はこの限りでない。
- (4) 登録出願に先立つ6月の期間内に、創作者が意匠を公式又は公認の博覧会において展示したとの事実の理由のみによっては、当該意匠が公衆の利用に供されたとはみなさない。
- (5) 意匠は、それが、些細な若しくは非本質的な態様で先の意匠と異なっているとの理由又は先の意匠が関係する種類以外の種類の製品に関係するとの理由のみによっては、新規のものではない。

第14条

- (1) 本条に従うことを条件として、意匠権登録を受ける権利は、法定創作者、すなわち、真正の創作者であるか否かを問わず、当該意匠の登録出願を最初に行ったか又は当該出願について外国優先権を正当に主張する者に属する。
- (2) 真正の創作者は、登録簿において真正の創作者として名指される権原を有し、かつ、当該の権原は契約によって変更することはできない。
- (3) 意匠登録出願人とされる者が当該出願の本質的要素を他人の創作から、当該本質的要素の取得及び当該出願の双方について当該他人の同意を得ずに、取得した場合は、当該出願及びそれに基づく登録に係るすべての権利は、当該他人に移転したものとみなす。
- (4) 意匠が雇用の過程において又は特定の業務の遂行に係る契約の履行に際して創作された場合は、当該意匠の所有権は、使用者又は場合により当該業務を委託した者に属する。ただし、創作者が従業者である場合において、その者の雇用契約により同人が創作活動を行うことを義務付けられてはいないが、同人が当該意匠を創作するに当たって、雇用により利用可能になったデータ又は手段を利用したときは、
 - (a) 同人は、その給料及び創作した意匠の重要性を考慮して公正な報酬を受ける権原を有し、また
 - (b) 当該権原は契約によって変更することができず、かつ、民事手続によって執行すること

ができる。

第 15 条

- (1) 意匠登録出願は登録官に対して行うものとし、かつ
 - (a) (i) 当該意匠の登録を求める願書,
 - (ii) 出願人の完全名称及び宛先, 並びに当該宛先がナイジェリア外である場合は, ナイジェリアにおける送達宛先,
 - (iii) 当該意匠の見本, 又は写真若しくは図形による当該意匠の表示及び当該表示を作成するのに用いた版木その他の複製手段,
 - (iv) 当該意匠の使用対象である製品の種類(又は, 分類が定められている場合は製品の類)の表示, 並びに
 - (v) 所定のその他の事項,を含め, 更に
 - (b) 次のものを添えなければならない。
 - (i) 所定の手数料
 - (ii) 該当する場合は, 真正の創作者が署名した宣言書であって, 同人が登録簿において創作者として名指されることを要求し, かつ, 同人の名称及び宛先を記載しているもの, 並びに
 - (iii) 出願が代理人により行われる場合は, 署名を付した委任状(ただし, 如何なる法規にも拘らず, 委任状の署名の認証又は証明は不要)
- (2) 意匠が関係する製品が同一種類のものであるか又は分類が定められている場合において同一類のものであるときは, 単一出願を 50 以下の任意の数の意匠に関係させることができる。
- (3) 意匠登録出願人が, ナイジェリア以外の国において行われた先の出願に係る外国優先権を利用しようとする場合は,
 - (a) 同人は, (1)にいう出願に,
 - (i) 当該先の出願の日付及び番号,
 - (ii) 当該先の出願が行われた国, 及び
 - (iii) 当該先の出願を行った者の名称,を記載した宣言書を添付し, 更に
 - (b) 同人は, (1)にいう出願を行ってから 3 月以内に, 当該先の出願が行われた国の工業所有権庁(又はそれと同等の機関)が正確なものとして認証した当該先の出願の謄本を登録官に提出しなければならない。

第 16 条

- (1) 登録官は, すべての意匠登録出願をそれが第 13 条(1)(b)及び第 15 条に合致しているか否か審査するものとし, かつ
 - (a) 出願が何れかの点において第 13 条(1)(b)又は第 15 条(1)若しくは(2)に合致しない場合は, 登録官は, 当該出願を拒絶するものとし, また
 - (b) 出願が何れかの点において第 15 条(3)に合致しない場合は, 登録官は, 外国優先権に係る主張を無視するものとする。
- (2) (1)にいう審査において意匠登録出願が第 13 条(1)(b)及び第 15 条の要件を満たしている

ことが明らかにされた場合は、当該意匠は、更なる審査なしに、かつ、特に登録することが第13条(1)(a)に反するか否かの問題についての審査なしに、出願に基づいて登録されるものとする。また、前記の審査において、外国優先権の主張に関して第15条(3)が満たされていることが明らかにされた場合は、主張されている外国優先権は登録簿に記録されるものとする。

第17条

(1) 意匠は、次の事項を包含する登録証を出願人に交付することにより登録されるものとする。

- (a) 登録の順序による意匠の番号
- (b) 登録所有者の名称及び宛先、並びに当該宛先がナイジェリア外である場合は、ナイジェリアにおける送達宛先
- (c) 出願及び登録証交付の日付
- (d) 外国優先権が主張されている場合は、
 - (i) その事実の表示、並びに
 - (ii) 当該主張の基礎である出願の番号及び日付、並びに当該出願が行われた国の名称
- (e) 意匠の複製又は表示及び意匠の使用対象である製品の種類(又は分類が定められている場合は類)の表示
- (f) 該当する場合は、真正の創作者の名称及び宛先

(2) 登録官は、(1)に基づいて交付された登録証の副本及び本法により登録することを要求されるその他の事項から構成される意匠登録簿を備える。

(3) 登録官は、意匠が(1)に基づいて登録された後速やかに、次のものを公告させる。

- (a) 前記の項の(a)から(f)までにいう細目を記載した登録の告示、又は
- (b) 通知の要約様式が定められている場合は、その様式での告示

第18条

(1) 意匠登録の出願人は、当該意匠を出願日から12月を超えない特定の期間秘密にしておくよう請求することができる。出願人がそうした場合は、本法の他の如何なる規定にも拘らず、

(a) 第15条(1)(a)(iii)及び(iv)にいう見本その他の事項は封印された包みに封入し、その包みは、

(i) 当該特定期間が経過した時に、

(ii) 当該特定期間が経過する前に出願人が当該出願を公開出願に変更するよう請求した場合に、又は

(iii) 出願日から12月経過した時に当該包みが依然として封印されているときに、登録官が開封するものとし、

(b) 第17条に基づいて仮登録証を交付し、かつ、仮告示を公告するものとし、その何れにおいても第17条(1)(e)にいう複製その他の事項を含めないものとし、

(c) 前記の仮登録証及び仮告示は、第25条に基づく保護を受ける権利を与えるものではなく、また

(d) 封印された包みが(a)に従って開封されたときは、登録官は、既にそうしていない場合は第16条及び第17条に従って手続を進め、かつ、これらの条により認められる場合は、改訂

登録証を交付し、改訂告示を公告するものとし、これらは、第 17 条に基づいて交付された他の証明書又は公告された他の告示と同一の効力を有する。

(2) (1)に拘らず、封印された包みは、裁判所の指示があったときは何時でも登録官が開封することができ、また、裁判所がそれを最早必要としない場合は開示されるものとする。ただし、裁判所がそれを必要としなくなる前に(1) (a)に基づいて包みを開封できる時が到来した場合は、包みは、その時に正式に開封されたものとみなされて開示されないものとする。

第 19 条

(1) 意匠登録により、登録所有者は、他人が次の行為を行うことを妨げる権利を与えられる。

(a) 製品の製造過程において当該意匠を複製すること

(b) 当該意匠を複製している製品を輸入し、販売し又は営利目的で利用すること

(c) 当該製品を販売するか又は営利目的で利用するために保有すること

(2) 登録意匠の複製は、それが、些細な若しくは非本質的な態様で当該意匠と異なるとの理由又は当該意匠が関係する種類以外の種類の製品に関係するとの理由のみによっては、(1)の適用上適法であることにはならない。

(3) 本条により与えられる権利は、

(a) 商業又は産業の目的で行われる行為のみに及ぶものとし、また

(b) 登録意匠を組み込んでいる製品に関して行われた行為には、当該製品がナイジェリアにおいて適法に販売された後は及ばない。

第 20 条

(1) 本法に従うことを条件として、意匠登録は、

(a) 最初は登録出願日から 5 年の間効力を有するものとし、かつ

(b) 所定の手数料を納付した上で、5 年ずつ 2 回連続して更新することができる。

(2) (1) (b)にいう手数料は、その関係する更新期間の直前の 12 月以内に納付しなければならない。ただし、

(a) 当該手数料納付については、更新期間の開始後 6 月の猶予期間を許容するものとし、

(b) 当該手数料及び所定の追加料金が前記の期間内に納付された場合は、本項は満たされたものとみなす。

(3) 意匠登録が失効したか又は更新されなかったことは、登録されて告示されなければならない。

第 21 条

(1) (2)に従うことを条件として、意匠の登録所有者は、登録官に宛てた宣言書により登録を放棄することができる。

(2) (1)に基づく放棄は、

(a) (i) 特定の種類の製品、

(ii) 製品の分類が定められている場合は特定類の製品、又は

(iii) 複数の意匠からなる登録出願の場合はこれらの意匠の 1 以上のもの、
に限定することができ、

(b) (d)に従うことを条件として、登録されて告示されるものとし、

- (c) 登録されるまでは効力を有さず，更に
- (d) それが契約ライセンスの登録の対象である意匠に関係している場合は，
- (i) 登録に対するライセンシーの同意書を伴っているか，又は
- (ii) ライセンシーがライセンス契約において本項を適用しない旨に合意している，
ときのみ登録されるものとする。

第 22 条

- (1) 本条に従うことを条件として，何れかの者(職務の遂行に従事している公務員を含む)から申請があったときは，裁判所は，次の場合に限り，意匠の登録が無効である旨を宣言する。
 - (a) 当該意匠は第 13 条(1)(b)を満たさない故に登録されるべきではなかった場合，又は
 - (b) 当該意匠が第 13 条(1)(a)又は第 14 条を満たしていない場合
- (2) (a)(1)に基づく宣言が複数の意匠を包含する出願に関係し，かつ
 - (b) 当該宣言を行う理由がそれらの意匠の一部のみに及んでいる場合は，
当該宣言は及んでいる意匠にのみ適用される。
- (3) (1)に基づいて宣言が行われた場合は，
 - (a) 当該の登録は，宣言に明記した範囲において当初から無効であったものとみなすが，裁判所がそのような命令を下さない限りライセンシーはロイヤルティを払い戻す必要がないものとし，かつ
 - (b) 裁判所の適切な職員が登録官に通知し，登録官はその宣言を登録して告示するものとする。
- (4) 裁判所は，
 - (a) 最初に意匠所有者に聴聞を受ける機会を与えずに(1)に基づく宣言を行ってはならず，
 - (b) (1)(a)を適用する際は手続が開始された時に存在した事情のみを考慮に入れるものとし，
更に
 - (c) 申請人(公務員でない)が，同人が申請に重要な利害関係を有することを裁判所に納得させられなかった場合は，(1)に基づく申請を却下するものとする。

総則

第23条

(1) 本条に従うことを条件として、

(a) 特許権者又は意匠所有者は、当事者が署名した契約書により、関係発明又は意匠を実施するライセンスを如何なる者にも付与することができ、かつ

(b) 契約中に別段の規定がない場合は、ライセンシーは、当該の特許又は意匠に関して、第6条又は場合により第9条にいう何れかの行為をナイジェリアの何れの場所においても行うことができる。

(2) ライセンシーが(1)に基づく付与を受けた場合は、

(a) 当該ライセンスは登録されるものとし、また、登録が行われかつ所定の手数料が納付されるまでは、第三者に対して効力を有さず、かつ

(b) 当該登録は、登録官が当該ライセンスの終了に納得した場合においてライセンサーの請求があったときは、取り消される。

(3) (1)にいうライセンスに係る契約のある条項は、それが、産業又は商業の分野において、関係特許若しくは意匠により与えられた権利に基づかないか又はそれらの権利を保護するために必要な制限をライセンシーに課している限りにおいて、その条項は無効とする。ただし、次の事項は、本項にいう類の制限ではないものとする。

(a) 当該特許若しくは意匠の実施の範囲、限度、区域若しくは期間、又は当該特許若しくは意匠の実施可能な関連製品の品質若しくは数量に関する制限

(b) 当該特許の有効性又は当該意匠登録の有効性を害する可能性があるすべての行為を控えるためにライセンシーに課される義務、及び

(c) 特許の場合において、当該特許の主題の技術的に効率の良い実施のためにライセンサーの利益により正当化される制限

(4) (1)にいうライセンスに係る契約中に別段の規定がない場合は、

(a) ライセンスの付与によってライセンサーは、

(i) 他人に別のライセンスを付与すること、又は

(ii) 自ら関係特許若しくは意匠を実施すること、

を妨げられず、

(b) ライセンシーはライセンスを譲渡することができず、また

(c) ライセンシーは、別のライセンスを付与することができない。

(5) (1)にいう契約においてライセンシーが別のライセンスを付与することについて規定している場合は、本条は、(1)に基づいて付与されたライセンスに関して適用されると同様に、当該別のライセンスに関して適用される。

(6) 大臣は、そうすることがナイジェリアの利益及びその経済発展のためになると認めるときは、連邦官報における命令により、(1)にいう契約(又は特定種類の契約)は、それがナイジェリア外でのロイヤルティの支払を要する限りにおいて、当該命令に定める当局の承認なしには無効である旨を規定することができる。

第24条

(1) 本条に従うことを条件として、特許出願、意匠登録出願、特許又は登録意匠に係る権利

は、譲渡し、承継により移転し又は共有することができる。

(2) (1)いう譲渡は、書面によるものとし、かつ、当事者により署名されなければならない。

(3) (1)にいう譲渡又は承継による移転は、それが登録され、かつ、所定の手数料が納付されない限り、第三者に対して効力を有さない。

(4) 特許又は登録意匠の共有者の間で別段の規定がない場合は、当該共有者は、個別に、それぞれの持分を移転し、特許発明を実施し、登録意匠を利用し又は第6条若しくは場合により第9条により与えられる権利を行使することができる。ただし、本法に基づくライセンシーは、共同以外の方法で共有者からライセンスの付与を受けることができない。

(5) 本法において特許出願人、意匠登録出願人、特許権者又は意匠所有者というときは(表現の方法如何を問わない)、文脈上他を意味する場合を除いて、前権利者又は権原承継人及び該当する場合は、場合により共同出願人、共同特許権者又は共有者を含むものとする。

第25条

(1) 特許権者又は意匠所有者の許諾なしに他人が第6条又は場合により第9条に基づいて行うことを禁じられている行為を行うか又は行わせた場合は、特許権者又は意匠所有者の権利が侵害されたことになる。

(2) 特許権者又は意匠所有者の権利の侵害は、当該の特許権者又は意匠所有者の訴訟において訴えることができる。また、当該侵害の訴訟においては、原告は、他の所有権の侵害に関して対応する手続において利用できる損害賠償、差止命令、利益の返還その他によるすべての救済を利用することができる。

(3) (a) 新規の製品の製造に係る方法に関して特許が付与され、かつ

(b) 同一製品が特許権者以外の者により製造された場合は、当該製品は、別段の証拠がない限り、前記の方法により製造されたものと推定される。

(4) 特許権者又は意匠所有者から本法に基づくライセンスを付与された者は、書留郵便により、同郵便中で同人が示す侵害に関して(1)にいう手続を提起するようライセンサーに要求することができる。また、ライセンサーが当該手続の提起を不合理に拒絶するか又は怠る場合は、ライセンシーは、ライセンサーの手続に参加する権利を害することなく、自己の名義で当該手続を提起することができる。

第26条

本法に基づく法的手続を審理して処理する管轄権は連邦最高裁判所に属するものとし、かつ、本法に従うことを条件として、商標法に基づく法的手続に適用される同法の規定は、必要な変更を加えて本法に基づく法的手続に適用する。

(2) 本法に基づく手続を審理する裁判所は、技術的又は経済的な内容の事項について専門知識を有する2補佐人の出席及び助言を得ることができる。

(3) 連邦最高裁判所の首席裁判官は、そうすることが必要であると考える場合は、本法に基づく法的手続の規制のために、裁判所規則を定めることができる。

第27条

(1) 大臣は、ナイジェリアが当事国である条約その他の国際的取決め若しくは協定の履行の目的で、連邦官報における命令により、当該命令に定める国が本条適用上の条約国である旨

を宣言することができる。

(2) ある国が条約国であると宣言する(1)に基づく命令が有効である間において、ナイジェリアにおける特許出願又は意匠出願は、ある発明の保護又はある意匠の登録に係る先の対応出願が前記の条約国において行われている場合は、当該先の出願が行われた日に行われたものとして扱われる。

ただし、当該先の出願がナイジェリアにおける出願の前に次の期間を超えて行われていた場合は、本項は適用されないものとする。

(a) 発明の場合は 12 月、又は

(b) 意匠の場合は 6 月

(3) 何人かが、

(a) 2 以上の条約国の間に存在する条約その他の国際的取決め若しくは協定によればこれらの条約国の 1 において適正に行われた出願と同等である、又は

(b) ある条約国の法律によればその条約国において適正に行われた出願と同等である、出願により、発明の保護又は意匠の登録を出願した場合は、同人は、本法の適用上、それらの各条約国において又は場合によりその条約国において出願したものとみなされる。

(4) 特許出願又は意匠出願が、(2)により、ある条約国における先の出願の日に行われたものとして扱われる場合は、当該先の日は本法において外国優先権といい、かつ、本法において「外国優先権」の表現は、それに応じて解釈される。

第 28 条

(1) 連邦公務員委員会により任命される特許及び意匠登録官を置くものとする。

(2) 登録官は、登録簿中の記載のすべての事務的な誤りを訂正することができるが、そうする前に、当該記載の関係人に申立を行う機会を与えるものとする。

(3) 何人も、

(a) 所定の時間内に登録官に無料で意見を求めることができ、かつ

(b) 所定の手数料を納付した上で、登録簿中の記載の写しを取得することができる。

(4) 登録官の印で封印されている登録簿中の記載の写しは、登録簿に記載されているものの証拠として許容される。また、そのような写しであるとされる何れの種類も、別段の証明がされるまでは、そのようなものであるとみなされる。

(5) 本法に基づく職権の行使としての登録官の決定に不服を有する者は、裁判所に上訴することができる。

(6) 大臣の指示があった場合は、登録官は、随時特許及び意匠公報と呼ぶ公報を発行するものとし、その中で、本法により公告又は告示することを義務付けられているすべての事項並びに登録官が適切と考える特許及び意匠に関するその他の事項を公告する。ただし、有効なそのような指示がない場合は、本法により公告又は告示することが義務付けられている事項は、登録官により連邦官報において公告されるものとする。

(7) 本法及び第 30 条(1)(b)に基づいて定められる規則に従うことを条件として、登録官は、最も適切かつ便利と自ら考える態様で、登録簿中の記載を保存し、かつ、記載を行うものとする。

第 29 条

第 1 附則第 II 部に従うことを条件として、特許又は登録意匠は、国に対しても個人に対するのと同様の効力を有する。

第 30 条

- (1) 大臣は、次の規則を定めることができる。
- (a) 本法の適用上定めることが義務付けられる事柄(特許付与及び意匠の登録並びに意匠が関係する製品の分類の告示の要約様式を含む)を定めるもの
 - (b) 登録官が登録簿中の記載を保存し、かつ、記載を行う方法を規制するもの、並びに
 - (c) 本法の施行を促進するために必要又は適切であると自ら考える行政上又は手続上の規定を含むもの
- (2) 産業大臣は、国家閣僚評議会の承認を得て、発明活動を助長するための政策を策定する規則を定めることができる。また、前記の一般性を害することなく、当該政策には、財務上の理由で更に開発することができない重要な発明を発見したか若しくは完成した者、又は発見するか若しくは完成する合理的な見込があると考えられる者に助成金を交付するための規定を含めることができる。

第 31 条

- (1) 連合王国特許登録法、連合王国意匠(保護)法、1968 年特許権(制限)法及び(ナイジェリアにおいて効力を有する限りにおいて)連合王国の 1949 年特許法並びにこれらの改正は、ここに廃止する。
- (2) 第 2 附則の経過及び留保規定は、本条(1)又は本法のその他の規定に拘らず、効力を有する。

第 32 条

- (1) 本法において、文脈上他を意味する場合を除いて、
- 「裁判所」とは連邦最高裁判所をいい、
 - 「意匠」とは工業意匠をいい、
 - 「意匠出願」とは工業意匠の登録出願をいい、
 - 「意匠所有者」とは工業意匠の登録所有者をいい、
 - 「外国優先権」は第 27 条により与えられた意味を有し、
 - 「輸入」とはナイジェリアへの輸入をいい、
 - 「大臣」とは第 1 附則第 II 部の場合を除いて貿易観光大臣をいい、
 - 「特許出願」とは特許付与を求める出願をいい、
 - 「特許権者」とは特許を付与された者をいい、
 - 「登録簿」とは所要の場合により特許登録簿、意匠登録簿、又はその双方をいい、
 - 「登録官」とは特許及び意匠登録官をいう。
- (2) 本法において、文脈上他を意味する場合を除いて、番号を付した条又は附則への言及は、本法において当該番号を付された条又は附則への言及であるものとする。

第 33 条

本法は、特許及び意匠法として引用することができる。

第1附則 強制ライセンス及び政府機関の用のための特許の使用

第I部 強制ライセンス

1. 何人も、この部に従うことを条件として、特許出願から4年の期間又は特許付与から3年の期間のうち何れか後に満了する期間の満了後いつでも、次の1又は複数の理由に基づいて強制ライセンスの付与を裁判所に申請することができる。

(a) ナイジェリアにおいて実施可能な特許発明がナイジェリアにおいて実施されていないこと

(b) ナイジェリアにおける特許発明の現行の実施の度合が合理的な条件で当該製品の需要を満たしていないこと

(c) ナイジェリアにおける特許発明の実施が特許物品の輸入により邪魔され又は妨げられていること

(d) 特許権者が合理的な条件でライセンスを付与するのを拒絶しているために、ナイジェリアにおける産業上又は商業上の活動の定着又は発展が不公正にかつ著しく阻害されていること

2. ナイジェリアにおいて特許により保護されている発明を、先の出願に基づいて付与された特許に基づく権利を侵害することなしには又は先の外国優先権を利用することなしには実施することができないときには、次のことを条件として、強制ライセンスを後の特許の特許権者の発明の実施に必要な範囲で当該特許権者に付与することができる。

(a) 当該発明が、先の特許の主題である発明が資する産業上の目的とは異なる産業上の目的に資すること、又は

(b) 当該発明が、先の特許の主題である発明との対比で、著しい技術的進歩を構成すること

3. 2にいう2発明が同一の産業上の目的に資する場合は、後の特許に関する強制ライセンスが、先の特許の特許権者がそれを請求する場合は同人にも付与されることを条件としてのみ、同項に基づいて強制ライセンスを付与することができる。

4. 特許権者が、当該の事情において、特許発明に関する自己の行動は正当であることを裁判所に納得させた場合は、当該特許に関して強制ライセンスを付与してはならない。ただし、特許権者が特許物品は自由に輸入できることを証明したに過ぎない場合は、特許権者は、前記のように裁判所を納得させたとはみなされない。

5. 強制ライセンスは、申請人が次のことをしない限り付与されない。

(a) 同人が特許権者に契約ライセンスを請求したが、合理的な条件でかつ合理的な期間内に当該ライセンスを取得できなかったことを裁判所に納得させ、かつ

(b) その申請の原因となった不備を十分に是正して(又は要件を満たして)関係発明を実施することに対する裁判所の納得する保証を提供すること

6. 強制ライセンスは、

(a) 本法第6条にいう行為(輸入を除く)を行う権原をライセンシーに与え、

(b) 別のライセンスを付与する権原をライセンシーに与えず、

(c) 非排他的なものとし、かつ

(d) ライセンシー及び特許権者の双方に関して追加的な義務及び制限を含むことができる。

7. 強制ライセンスは、関係発明が使用されている産業上の事業と一括してのみ移転することができ、また、当該移転は、裁判所の同意を得るまでは効力を有さない。

8. 裁判所は、強制ライセンスの申請を審理した上で、まず、強制ライセンスを付与することができるか否かについて決定を下すものとし、次に、付与の決定を下した場合において当事者が条件に関して合意できないときは、当事者間で有効な契約となるとみなされる条件(関係発明の実施の範囲を考慮に入れた適正なロイヤルティを含む)を定める手続を進める。

9. 裁判所は、

(a) ライセンシーがライセンスの条件を満たさなかった場合、又は

(b) ライセンスの付与を正当化した条件が消滅した場合は、

特許権者の申請に基づいて強制ライセンスを取り消すことができるが、後者の場合において、関係発明の実施の即座の停止がライセンシーに著しい損害を与えることになるときは、停止するための合理的な期間をライセンシーに与えるものとする。

10. 新たな事実により強制ライセンスの条件を変更することが正当化されるとき、また、特に、(前記の一般性を害することなく)特許権者がより有利な条件での契約ライセンスを認めるときは、裁判所は、特許権者又はライセンシーの申請に基づいて、強制ライセンスの条件を変更することができる。

11. 裁判所が強制ライセンスを付与し、取り消し、又はその条件を変更した場合は、

(a) 裁判所の適切な職員が登録官に通知し、登録官は当該の付与、取消又は変更を無料で登録するものとし、かつ

(b) 当該の付与、取消又は変更は、それが登録されるまでは第三者に対して効力を有さないものとする。

12. 大臣の代理人は、強制ライセンスに係る申請の審理に出頭し、聴聞を受ける権利を有する。

13. 大臣は、連邦官報における命令により、ナイジェリアの防衛若しくは経済又は公衆衛生にとって極めて重要であると当該命令により宣言された一定の特許製品及び方法について(又はそれらの一定の範疇のものについては)、1にいう期間の満了前に強制ライセンスを付与することができる旨を定めることができ、かつ、輸入を許可することができる。

14. この部の適用上、特許発明の実施というときは、当該の事情において適切かつ合理的な規模の、ナイジェリアに存在する実際上のかつ真摯な施設による、

(a) 特許物品の製造、

(b) 特許方法の利用、又は

(c) 製造における特許機械の使用、

を指すものと解釈する。

第 II 部 政府機関の用のための特許の使用

15. 本法の如何なる規定にも拘らず、そうすることが公益になると大臣が認めるときは、大臣は、連邦共和国における政府機関の用のために特許物品又は発明を購入し、製造し、実施し又は販売することを何人にも許可することができる。

16. 15に基づく大臣の許可は、次のとおりに与えることができる。

(a) 関係特許の付与の前又は後に

(b) 当該許可の対象である行為の実行の前又は後に、また

(c) 当人が関係物品又は発明を製造し、使用し、実施し又は販売することを特許権者により直接的又は間接的に許可されているか否かを問わず、何人にも

17. 15 及び 16 は、次の者を関係物品又は発明に関する特許の侵害に係る責任及びロイヤルティその他として特許権者に支払をする責任から免除する効果を有する。

- (a) 政府
- (b) 前記の項に基づいて許可を得た者
- (c) 政府又は前記の者の供給者、及び
- (d) 当該供給者の代理人

18. 15 にいう大臣の許可に基づきある物品に関して何れかの行為が行われた場合は、当該行為に係る省は、そうすることが公益に反することになると大臣が考えない限り、特許権者が随時請求する当該行為の範囲に関する情報を特許権者に提供するものとする。

19. 本法施行の前又は後に特許権者と政府又は省以外の者との間で行われたライセンス、譲渡又は契約の改訂は、その規定が特許物品若しくは発明の使用を制限するか若しくは規制するか、若しくは当該使用に関して支払を行うことを定めているか、又はそれらへの言及により解釈されるものである限り、効力を有さない。

20. 緊急事態の期間中、15 にいう大臣の許可に基づき特許物品又は発明に関して行使可能な権限は、次の何れかのために大臣が必要又は適切と考える目的で当該物品又は発明を購入し、製造し、使用し、実施し及び販売する権限を含むものとする。

- (a) 連邦共和国が関わる戦争の効率的な遂行
- (b) 共同社会の生活に不可欠の供給及びサービスの維持
- (c) 共同社会の福利に不可欠な十分な供給及びサービスの確保
- (d) 工業、商業及び農業の生産性の向上
- (e) 輸出の助長及び方向付け並びにすべての又は一部の国からの輸入(又は何れかの種類の輸入)の削減、並びに貿易収支の改善
- (f) 一般に、共同社会の全資源が使用のために利用可能であること、及び共同社会の利益に最も資すると解釈される態様で使用されることの確保

21. 政府機関により又は政府機関に代わって特許物品が購入され、製造され、使用され、実施され又は販売される場合は、この部の恩恵は、当該機関及び何れかの資格で当該機関に代わって行動する者に及ぶものとする。

22. この部は、関税及び消費税に関する法律に基づいて没収された特許物品に適用される。また、当該没収が行われたときは、政府は、当該物品がナイジェリアにおける政府機関による使用のために輸入されたものとして、当該物品を使用し又は販売することができる。

23. この部において、文脈上他を意味する場合を除いて、

「物品」には、ナイジェリア以外の国の法律に基づいて特許を受けた、

- (a) すべての薬剤又は薬学上の調合剤、物質若しくは材料、及び
 - (b) すべての設備、機械又は装置(輸入後土地に固着されているか否かを問わない)、
- が含まれ、

「輸出」とはナイジェリアからの輸出をいい、

「連邦共和国」とはナイジェリア連邦共和国をいい、かつ、連邦のすべての州を含み、

「政府」とは連邦政府をいい、かつ、連邦のすべての州の統治者を含み、

「政府機関」とは連邦又は州の政府の省又は局をいい、かつ

(a) 任意機関病院、すなわち助成金その他の形で全面的に又は部分的に連邦又は州により維持されているナイジェリアの病院(ただし政府により運営されている病院ではないもの)、

(b) 地方公共団体，すなわち州内の一定の地域において限定的な統治権限を行使する行政機関，評議会その他の公的機関，

(c) 法定法人，すなわち法律によって直接設立された法人であつて，その職務の遂行に当たつて政府又は大臣が法律により指示を与える権限を与えられているもの，及び

(d) 政府が所有し又は管理するすべての会社，

を含み，

「省」とは連邦又は州の政府の省又は局をいい，

「大臣」とは連邦の大臣及び州の長官をいい，

「緊急事態の期間」とは政府又は後継政府により又はそれに代わつて何なる方法にでも宣言又は告示された緊急事態の期間をいい，

「者(人)」には政府又は省が含まれ，

「戦争」には内乱が含まれる。

第2附則 経過及び留保規定

1. 本法施行直前に旧特許法に基づいて特許登録官であった者は、本法施行時に、本法適用上の特許及び意匠登録官になる。
2. 特許がナイジェリアにおいて旧特許法に基づいて登録され、かつ、その登録により与えられた特権及び権利が本法施行直前に有効であった場合は、
 - (a) 次の各項に従うことを条件として、当該特許は、ナイジェリアにおいて、本法に基づいて付与されたものとして扱われる。
 - (b) 当該特許は、本法が制定されなかったならば前記の特権及び権利が失効したと思われる時に、ナイジェリアに関して失効する。
 - (c) 登録証は、登録の日付及び事実の一応の証拠として許容される。また
 - (d) 本法に基づく侵害訴訟は、申し立てられた侵害が本法施行以後に生じた場合にのみ成立するものとし、その他の場合は、本法が制定されなかったものとして提起することができる。
3. 旧特許法に基づく特許登録簿は、2の適用上必要な限りにおいて、殆ど本法に基づく登録簿の一部であったものとして維持し、かつ、そのようなものとしてみなして扱うものとする。
4. 本法施行直前に、何人かが、連合王国意匠(保護)法に基づき、ある意匠に関して特権又は権利を享受していた場合は、
 - (a) 当該人は、当該の特権及び権利を本法施行後12月間は引き続き享受するものとし、又は、当該人がこの12月以内に当該意匠の本法に基づく登録を出願した場合は、その出願が処理されるまで引き続き享受するものとする。
 - (b) 前記の特権及び権利は、前記の12月の終わり又は場合により前記の出願が処理された時に消滅する。また
 - (c) 前記の者が前記の当該特権及び権利を引き続き享受する間は、他人は、本法に基づく当該意匠の登録を受ける如何なる権利も有さない。
5. 1968年特許権(制限)法に基づいて与えられた許可は、それが本法施行直前においてもなお効力を有していた場合は、第1附則第II部に基づいて与えられたものとみなされ、それに応じて引き続き効力を有するものとする。
6. 1961年特許(手数料)規則は、
 - (a) 旧特許法に基づく特許に関して適用されたように本法に基づく特許に関して適用され、かつ
 - (b) 本法に基づく特許に関して適用されるように本法に基づく意匠に関して適用されるものとし、また、本法第30条に基づいて定められる規則により改正し又は取り消すことができる。
7. 大臣は、本法施行後12月以内に、連邦官報における命令により、必要であるか又は望ましいと自ら考える(本附則と矛盾しない)更なる経過及び留保規定を定めることができる。
8. 本附則において、「旧特許法」とは連合王国特許登録法をいう。

補足立法

1. 特許及び意匠(条約国)令
2. 特許規則
3. 意匠規則
4. 特許及び意匠(追加経過及び留保規定)令